

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 令和 2年 4月 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)

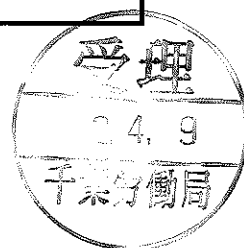
②届出者 氏 名 株式会社さくらマリン

代表取締役 酒井 洋茂

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	12-ユ-300806
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしきがいしゃさくらまりん 株式会社さくらマリン
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒299-4203 電話 0475 (44) 7420 ちばけんちょうせいぐんしらこまちそりがね 千葉県長生郡白子町剱金 2715 番地 37
⑥適用開始・変更予定日	2020 年 7 月 1 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備 考	代表取締役 酒井 洋茂 0475 (44) 7420



手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>500 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30 % (または 円)</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30 % (または 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30 % (または 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 12-ユ-300806

事業所の名称及び所在地

さくら職業紹介所 千葉県長生郡白子町剱金 2715 番地 37